

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて

1. 基本指針について

- 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。R2年5月に告示。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。計画期間はR3～5年度

2. 基本指針見直しの主なポイント

- ・ 地域における生活の維持及び継続の推進
- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・ 相談支援体制の充実・強化等
- ・ 障害福祉人材の確保
- ・ 福祉施設から一般就労への移行等
- ・ 発達障害者等支援の一層の充実
- ・ 障害者の社会参加を支える取組
- ・ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ・ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- ・ 障害福祉サービス等の質の向上

3. 成果目標(計画期間が終了するR5年度末の目標)

① 施設入所者の地域生活への移行

- ・ 地域移行者数: R元年度末施設入所者の6%以上
- ・ 施設入所者数: R元年度末の1.6%以上削減

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数 316日以上(H30年時点の上位10%の都道府県の水準)(新)
- ・ 精神病床の1年以上入院患者数: 10.6万人～12.3万人に (H30年度の17.2万人と比べて6.6万人～4.9万人減)
- ・ 退院率: 3ヵ月後 69%以上、6ヵ月後 86%以上、1年後 92%以上 (H30年時点の上位10%の都道府県の水準)

③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- ・ 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討

④ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 一般就労への移行者数: R元年度の1.27倍
うち移行支援事業: 1.30倍、就労A型: 1.26倍、就労B型: 1.23倍(新)
- ・ 就労定着支援事業利用者: 一般就労移行者のうち、7割以上の利用(新)
- ・ 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所: 7割以上(新)

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・ 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置
- ・ 難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保(新)
- ・ 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保
- ・ 医療的ケア児支援の協議の場(都道府県、圏域、市町村ごと)の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネータの配置(一部新)

⑥ 相談支援体制の充実・強化等【新たな項目】

- ・ 各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保

⑦ 障害福祉サービス等の質の向上【新たな項目】

- ・ 各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築

第6期射水市障害福祉計画・第2期射水市障がい児福祉計画(素案)の概要

■計画策定の基本的な考え方

第2次射水市障がい者基本計画(平成29年度～令和5年度)に基づく市の障害福祉施策を実施するための計画です。

この計画では、令和3年度から令和5年度までの3年間における障害福祉サービス等の見込量とその確保のための方策及び相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標を定めています。

【第6期射水市障害福祉計画・第2期射水市障がい児福祉計画における方針及び成果目標(令和5年度の目標値の設定)】

1 福祉施設入所者の地域生活への移行(継続)

施設入所者が地域へ移行し、地域の一員として安心して生活できるように相談支援体制の充実を図ります。

- 地域生活移行者 4人
- 施設入所者数 107人(令和元年度末実績) ⇒ 105人(令和5年度末目標値)
- ・地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)の推進
- ・訪問系サービス、自立生活援助の充実
- ・グループホームの充実

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築(継続)

地域で暮らす障がい者が地域における生活の維持のため、地域包括ケアシステムの構築を図ることを目的に、保健・医療・福祉関係による協議の場を設置します。

3 地域生活支援拠点等の機能の充実(継続)

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、緊急時の受入れ・対応、専門性、地域の体制づくりの機能を備えた地域生活支援拠点を整備するとともに、その運用状況を検証する場を設置します。また、拠点に必要な機能の強化について引き続き協議していきます。

4 福祉施設から一般就労への移行(継続)

就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型の事業等を通じ、一般就労への移行を支援する体制を整備します。また、就労に伴う生活面の課題等に対応できるよう連絡調整等の支援体制を整えます。

- 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数 16人(令和5年度目標値)
- 就労定着支援の利用促進 年間6人

5 障がい児支援の提供体制の整備(継続)

圏域で設置された児童発達支援センターを中核として、保育所等訪問支援の利用促進を目指します。また、特別な支援が必要な重症心身障がい児及び医療的ケア児の支援について、関係機関との連携を図るとともに、適切な支援を受けられるよう体制の整備を目指します。

- 保育所等訪問支援の利用者 年間2人
- 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所 1か所以上
- 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置 8人

6 相談支援体制の充実・強化(新規)

障がい者総合支援協議会において年1回以上、相談支援体制の検証・評価を行います。また、相談支援機能強化事業において、地域の相談機関との連携を図りながら、障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制の強化を目指します。

- ・障がい者地域活動支援センターの機能充実

7 障害福祉サービス等の質の向上に向けた取組(新規)

利用者が真に必要な障害福祉サービス等を提供していくため、障害福祉サービス等の利用状況の把握、検証等を行える体制の整備に努めます。

8 ひきこもり施策の推進(継続)

ひきこもりの状態にある方や家族が安心して地域で暮らし続けることができるよう、相談窓口や支援場所の周知を図り、適切な支援につなげるとともに、ひきこもり支援に携わる人材の養成に努め、地域の支援体制の確立を目指します。

- ・ひきこもり支援対策事業の推進

9 差別解消の推進及び障がい者虐待の防止(継続)

障害特性や合理的配慮についての理解を深めるため、啓発活動に努めます。

また、虐待防止に対する高い意識を持ち、障がい者等に対する虐待の未然の防止、虐待の早期発見、虐待が発生した場合の障がい者の保護及び自立の支援等を実施するため、障がい者虐待防止センターにおいて迅速かつ適切な対応、再発の防止等に努めます。

- ・障がい者虐待防止センター相談窓口の拡充
- ・成年後見制度利用支援、法人後見支援による権利擁護事業の促進
- ・障害の理解促進研修、啓発事業の推進

10 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応(新規)

感染症拡大防止のため各事業所へ情報提供を行います。

また、感染症拡大防止対策について国、県、各事業所と連携して取り組み、必要な障害福祉サービス等が継続的に提供できる体制の構築に努めます。

11 障がい者総合支援協議会の機能強化(新規)

射水市障がい者総合支援協議会運営要綱に規定した協議会及び専門部会を積極的に開催し、協議会の活性化を図ります。専門部会においては、障害福祉サービスの提供について情報共有や研修を実施するとともに、障害のある人が地域で生活するために必要な地域づくりに向けた分野ごとの課題、支援体制の構築について協議を行います。